

第 96 回八戸市都市計画審議会議事録

日 時 平成 23 年 10 月 26 日（水） 14:00～16:00
場 所 市庁別館 2 階 会議室 B
出席委員 13 名 石川委員、丹羽委員、馬渡委員、金津委員、
久保田委員（代理出席：佐藤）、石田委員、三上委員、
河村委員、河原木委員、中村委員、古里委員、長澤委員、
高畑委員
事務局 妻神都市整備部長、石黒都市整備部次長、
石橋都市整備部次長兼区画整理課長
後村都市政策課長、石橋都市政策課主幹 都市計画グループリーダー、
下柘棚技査、澤邊技査、上杉主事、前田技師
風穴下水道事務所副所長兼下水道建設課長、
石上下水道建設課副参事 計画調査グループリーダー
沢田技師

（開会 14:00）

○ 司会

本日はお忙しい中、ご出席下さいまして誠にありがとうございます。ただいまより、第 96 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

それでは、審議に先立ちまして、妻神都市整備部長より挨拶を申し上げ、会長へ諮問させていただきます。

〔部長挨拶及び諮問〕

○ 司会

それでは、事務局よりご報告申し上げます。

本日は所要のため、八嶋委員と川口委員が欠席となっておりますが、委員 15 名中 13 名が出席しておりますので、八戸市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料は、事前に送付しました議案資料、参考資料、そして本日お配りしております次第、席図、また、今年度委員の変更がありましたので新しい委員名簿、及び、各席にご用意しておりました、資料 9 と右上に記載された追加資料の以上となっております。お手元に資料のない方は、お知らせ下さい。よろしいでしょうか。

それでは、会長に審議の進行をお願いいたします。

○会長

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま、市長から議案について諮問をいただきましたので、慎重に審議し、答申したいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議事録署名者の選任を行いたいと思っております。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ご異議ないようでございますので、それでは丹羽委員、中村委員にお願いいたします。お二方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思っております。議案第1号、議案第2号につきましては、関連があるようでございますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

都市政策課長の後村です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「八戸都市計画道路の変更(青森県決定)」及び議案第2号「八戸都市計画道路の変更(八戸市決定)」について、関連がありますので併せてご説明いたします。

はじめに、都市計画道路の変更に至る経緯についてご説明申し上げ、そのあと、変更内容について説明させていただきます。正面のスクリーンをご覧ください。

まず、都市計画道路についてですが、都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定している道路であります。都市に必要な道路を計画決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、また、その決定された範囲内には建築物の階数や主要な構造に制限がかかり、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。

次に、道路名称の前に付している番号についてですが、この番号は、三つの数字の組み合わせで、先頭の数字は道路種別区分、次の数字は幅員規模、最後の数字は種別区分毎の一連番号となっております。なお、路線名は一般的に起点及び終点部の地名で決定しております。

次に、議案の最後にカッコ書きで記載している『青森県決定』及び『八戸市決定』についてですが、このカッコ書きは都市計画の決定権者であり、都市計画道路においては、『一般国道』、『都道府県道』、『その他の道路で四車線以上もの』、『自動車専用道路』が青森県の決定になっており、それ以外の道路が八戸市の決定となっております。

次に都市計画道路を取り巻く環境についてご説明いたします。都市計画道路は戦後から高度経済成長期にかけて、概ね現在の都市計画道路網の原形が構築され、その後、『人口の増加』、『経済の成長』、『交通量の増大』、『市街地の拡大』などを背景に都市計画道路の追加や変更が行われ現在に至っております。しかし、近年は『人口の減少』

や『少子高齢化の進展』、『自動車保有台数の減少』、『公共事業費の縮小』など社会情勢が変化しており、都市計画道路においても一層の効率的な整備が求められているところでもあります。

社会情勢の変化について、1点目は、県全体の人口は、平成17年の国勢調査では約143万人でしたが、厚生労働省の附属機関である、国立社会保障人口問題研究所の推計では、30年後には約3割減少する予測となっております。2点目は、国土交通省が5年毎に示す将来交通需要予測値は、これまで増加で推移していましたが、平成18年にはじめて減少に転じました。3点目は、県内の自動車保有台数が平成19年以降減少し続けています。4点目は、公共事業費の縮小が続いております。こうした中、事業効果を上げるため選択と集中により事業を行うとともに、現道等の既存ストックの活用が求められています。5点目は、青森県の都市計画決定されている未改良路線のうち、約半数が都市計画決定から30年以上未着手のままとなっている状況等が挙げられます。

こうした状況を踏まえ、平成15年の社会資本整備審議会において、都市計画道路見直しの必要性について提言があり、平成17年には青森県でも『都市計画道路見直しガイドライン』を策定しております。そして、平成19年より、当市もガイドラインを基に見直し作業に着手し、見直し対象路線の抽出及び検証をして、現在の変更手続きに至っております。この見直しは今回のみならず、今後も概ね5年ごとの定期的な見直しを予定しております。

八戸市の都市計画道路の現状ですが、90路線255.8kmを計画決定しており、うち改良延長が186.3kmで改良率は約72%となっております。

次に、本日、ご審議いただく変更内容でございますが、青森県決定については8路線、八戸市決定については2路線となっております。これらの路線は名称、線形の変更、路線の廃止等といった内容になっております。また、都市計画道路の見直しによるものではありませんが、道路の車線数を決定します。これは、平成10年の都市計画法改正で、都市計画決定事項に『車線数』が新たに追加されたのですが、法改正後にすべての都市計画道路を一斉に変更することが事務的に困難であったため、他の変更がある際に順次決定することとしており、今回、変更を行うにあたり、未決定であった路線の全てについて決定するものであります。

ここから、各路線毎の変更内容についてご説明いたします。お手元の参考資料の3ページをお開きください。

こちらは総括図で、赤で記されている路線は名称や線形などの変更となっており、黒で記されている路線は廃止する路線となっております。

次に本日本日配布しました資料-9と参考資料の4ページをお開き下さい。資料-9、1番目の3・2・3号沼館河原木線ですが、4番目の3・4・12号市川苗振谷地線（いちかわなえふりやちせん）との関連がありますので併せてご説明いたします。3・2・3号沼館河原木線ですが、現在は沼館の起点から、おいらせ町千刈田（せんがりた）までを結ぶ3・4・12号沼館百石線という名称で都市計画決定をしております。起

点から 3,220mの河原木字二階堀の地点から国道 45 号までの区間については、代替道路があり、将来交通量の伸びも期待できないためこの区間の都市計画決定を廃止するものであります。この廃止により、起点、沼館から河原木字二階堀までの区間が 1 路線となり、標準幅員と終点が変更となるため道路番号を 3・2・3、路線名を沼館河原木線に変更するものであります。また、終点側の国道 45 号以北の国道 338 号区間につきましても、将来交通需要の伸びが少ないことから、この区間の都市計画決定を廃止するものであります。このことによって国道 45 号の区間の起点終点が変わることから路線名を市川苗振谷地線（いちかわなえふりやちせん）に変更するものであります。

次に、資料－9、2 番目の 3・3・8 号白銀市川環状線ですが、この路線は、白銀町を起点として田向地区、中居林地区を通り、市川町までを結ぶ路線となっております。参考資料の 5 ページをお開き下さい。今回の変更区間ですが、中居林公園から田向土地区画 整理事業地までの区間となっております。参考資料の 7 ページをお開き下さい。変更内容ですが、決定当初は道路幅員部分のみの区域決定でしたが、事業の進捗に伴い、赤く記している道路法面等の区域が明確になったため、それらの区域について決定するものであります。

次に資料－9、3 番目の 3・4・10 号新井田鮫線についてですが、9 番目の 3・5・3 号鮫線との関連がありますので併せてご説明いたします。参考資料 8 ページをお開き下さい。まず、3・5・3 号鮫線についてですが、現在は鮫駅前の変換点を起点に白浜までを結ぶ鮫白浜線として都市計画決定をしておりましたが、起点から 1,480mの地点から終点までの区間は、代替道路があり、現道幅員も約 8.2mから 9.5 mと、一定の幅員が確保されているためこの区間の都市計画決定を廃止するものであります。参考資料の 9 ページをお開き下さい。こちらの図面は先ほど説明しました、廃止区間の手前の区間ですが、赤い部分が現道、黒い部分が当初の都市計画決定ラインです。道路線形に違いはあるものの、既に道路幅員として計画決定幅員と同じ 15 mが確保されていることから、現道の赤いラインに合わせて線形を変更するものであります。これらの変更によって、終点が変わってくることから、路線名を 3・5・3 号鮫線に変更します。

次に参考資料の 10 ページをお開き下さい。こちらは 3・4・10 号新井田鮫線の終点部分の図面ですが、先ほどご説明した、3・5・3 号鮫線の線形変更に伴い、3・4・10 号新井田鮫線との交差位置が変更になるため、終点部の黒く記した約 60m区間の都市計画決定を廃止するものであります。

次に資料－9、5 番の 3・4・16 号市川間木線についてです。3 ページの総括図をお開き下さい。この路線は市川町を起点として、おいらせ町を通過し、八戸北丘陵下田公園までを結ぶ路線となっております。現道幅員は 7 mから 8 mと一定の幅員が確保されており、将来の交通量増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止するものであります。

次に参考資料の 4 ページをお開き下さい。資料－9、6 番目の 3・4・24 号橋向

線ですが、市川町字橋向から水産加工団地を経て、主要地方道八戸百石線に至る路線です。この路線は部分的に整備をすることで代替機能を果たせる現道があり、また将来交通需要の伸びも期待できないことから、この路線の都市計画決定を廃止するものであります。

次に資料－9、7番目の3・5・1号沼館三日町線についてですが、10番目の柏崎一丁目線との関連がありますので併せてご説明いたします。参考資料の6ページをお開き下さい。3・5・1号沼館三日町線ですが、沼館を起点として、本八戸駅、市庁前を通過し、国道340号に至る路線であります。今回の変更はJR八戸線の高架下から番町交差点までの区間で、当初の決定は黒い部分を含めた線形で決定しておりましたが、南部会館の正門、県重宝八戸城角御殿表門（はちのへじょうすみごてんおもてもん）を避けるため、一部線形の変更を行うものであります。また、事業の進捗に伴い、法面等の道路影響部分が明確になったことから、それらの区域について決定するものであります。7・7・8号柏崎一丁目線ですが、3・5・1号沼館三日町線との交差形状を考慮し、起点部分の線形を変更するものであります。

参考資料の5ページをお開き下さい。次に資料－9、8番目の新荒町笹子線ですが、この路線は新荒町を起点として八戸高校前を通過し、糠塚までを結ぶ路線となっております。現道幅員は10mから14mと一定の幅員が確保されており、今後、交通需要の増加が見込めないことからこの路線の都市計画決定を廃止するものであります。

以上が各路線の変更内容となっております。

最後に都市計画変更の策定の経緯についてご説明いたします。今回の変更にあたり、青森県決定及び八戸市決定の両計画案の市民説明会を7月27日に開催し、10月6日から10月19日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。本日、都市計画審議会でご審議をいただき、八戸市決定につきましては、11月中旬に青森県知事へ協議をし、11月下旬には決定の告示をしたいと考えております。青森県決定につきましては、本日の答申内容を八戸市の意見として報告し、11月の青森県都市計画審議会を経て、平成24年1月に決定の告示をする予定になっているとのことであります。

以上で説明を終わります。

○会長

何でもいいですので、質問等ありませんか。是非、さらに詳しく知りたいとか、そういうご意見でもいいと思います。

では、私から、いいですか。すごい関心があるのが、6ページ目の沼館三日町線で、まっすぐ延長されてきて、竈（おがみ）神社の横を通っていく道路。ここは色々地元の住民とのワークショップを通じて色々話し合いながら行われているとホームページ等では見ていますけれども、今回の変更が決定されるにあたり、今までどんな感じで進められてきたのかということと、今後どのような感じで進めていくのかということのを、具体的に分かる範囲で教えてください。

○事務局

この事業については、以前は都市政策課で担当しておりましたが、今はまちづくり文化推進室というところが担当しております。都市計画道路の整備のみならず、今、残されている現道、これを合わせてコミュニティ道路として、それを中心とした内丸地区全体のまちづくりを、地域の皆さんとブロック分け等を行い、寄り合いと称しましていろいろと勉強しております。今年度、来年度にわたって、街なみ環境整備事業という国の事業を使い、まちづくりの方針を出しているというところです。

○会長

どうもありがとうございました。今のような質問があってもいいので、もしあれば意見を出してください。特にないですか。よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

どうぞ。

○委員

廃止する路線の三点を教えてくださいなのですが、参考資料の4ページ目の①番の3・4・24号橋向線、これは前の計画ですと、五戸側に新しく道路を作る計画になっていましたけれども、これはもう無くなるということですか。検討もないですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

この計画が無くなるということですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

それから、同じページの一番右下の⑤ですが、3・2・3号沼館河原木線が新しく決定されるということですが、この現道はどこまで出来ていましたか。

○事務局

沼館から、沼館大橋を通りまして、都市計画番号でいきますと、城北小学校の通りです。そこまで出来ていました。ちょうど矢印の部分、3・4・8号です。

○委員

その北側は、県のタッチですか。

○事務局

その先が、小田神社のずっと高い部分に入っていきます。最後はその赤い矢印の④番で国道です。

○委員

そこはまだないということですか。

○事務局

はい。

○委員

それから、8ページの3・5・3号鮫線ですが、白浜よりを回避するということですけれど、ここも旧計画上に道路はないですね。

○事務局

3・5・3号については、現道の代替道路がございます。

○委員

そのルート上にありますか。

○事務局

ルート上ではないです。少しずれて、その下の部分が見えるかと思えます。

○委員

南側に見えているそれが代替道路ですね。

○事務局

そうです。

○委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○会長

はい、どうもありがとうございます。その他にありますでしょうか。

今日は新規事項ということで、是非発言をしていただければと思います。どうぞ。

○委員

商工会館とロータリーの前、いわゆる市役所と商工会館の前の道路、これは都市計画決定になり得る道路ですか。また、3・5・1号沼館三日町線との兼ね合いがどうなるのか、お聞きしたい。

○事務局

確かにインナーリング道路という構想が、今から20年以上前、平成元年あたりまでございました。ただ、平成14年度に、事業費が膨大にかかり、これからの社会情勢を考えると難しいということで、凍結という方向性で決まっております。その後、特に動きはございません。

○委員

ありがとうございました。

○会長

他にありますでしょうか。

○委員

参考資料の10ページですが、3・5・3号鮫線は、坂道になっていますが、現在の曲がっているところは、冬になるとアイスバーンになって、車が事故を起こしやすい所です。直線になるとさらに危なくなるのではないかと思います。それは大丈夫ですか。タクシーの運転手さんが、下る時にブレーキがきかなくて、路肩にこすりつ

けて止まるということも聞きますので、それはどうでしょうか。

○事務局

10 ページの鮫線の件ですか。これは、赤い部分が変更になるということで、これはもうすでに出来ている道路です。直線の道路の方が、計画されている線で、現在出来ている曲線のほうに合わせて、線を変更するということを描いております。確かにここは勾配があり危険だと思います。

○会長

他にありませんでしょうか。

それでは、本日市長から諮問いただいた議案第1号、議案第2号につきまして、当審議会といたしましては、原案に対し、特に意見なしということで答申してもよろしいでしょうか。

○委員

異議無し。

○会長

それではそのようにさせていただきます。

以上で、本日の議案審議は終了いたしますが、引き続きその他の報告事項として、まずは、昨年、色々議論した田向地区の大規模集客施設立地制限の検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、田向地区の大規模集客施設立地制限の検討状況についてご説明いたします。それではスクリーンをご覧ください。お手元の参考資料では29ページの資料7となっております。

今回の報告事項は、昨年9月に行われた第95回八戸市都市計画審議会において、田向地区の用途地域の変更案件に答申いただいた付帯意見についての検討報告です。

付帯意見では、「一部を第二種住居地域に変更する面積約2.3haの街区については、土地が分割された場合においても、当該街区内の集客施設規模が合計で10,000m²以下となるよう地区計画等による適切な対策を講ずること」との意見をいただいております。

検討箇所は、赤枠で囲まれた区域です。田向土地区画整理事業区域のうち、市民病院の西側で田向地区を横断する幹線道路、3・3・8号白銀市川環状線の沿線に位置する面積約2.3haの街区で、イオンショッピングセンターの建設予定地になっているところです。なお、街区とは道路、水路等の恒久施設に囲まれた区域をいいます。

次に、前回の用途地域の変更内容についてご説明いたします。左側の図が変更前、右側が変更後の用途地域の内容です。赤線で囲まれた面積約2.3haの街区については、田向土地区画整理事業の土地利用計画の変更に伴い、田向地区及びその周辺地区への生活サービスを提供する適正規模の利便施設の誘導を目的に、第二種住居地域の区域を拡大しました。

また、併せて公園の位置も変更しております。変更前の状況では、区画道路によっ

て第二種住居地域が二分されており、図のように2棟の集客施設の建築が可能で、各々で10,000m²、計20,000m²の建築が可能となり、加えて建築基準法第91条の適用により、本来、第一種低層住居専用地域には建築できない集客施設が建築可能な状況にありました。建築基準法第91条とは、敷地が2つ以上の用途地域にわたる場合、敷地の過半を占める用途地域を適用するという規定です。このため、当該街区内に存在していた区画道路を廃止し街区を1つにまとめ、街区全体を1つの敷地とすることを条件として、10,000m²以下の集客施設の誘導を考えたものであります。

なお、用途地域を変更しない場合であっても、第二種住居地域のほうが第一種低層住居専用地域より敷地の面積が大きいため、建築基準法第91条の用途過半の適用により、10,000m²以下の集客施設の建築が可能な状況にありました。本来、第一種低層住居専用地域とは低層住宅や公共施設等の建築物しか建てられませんので、適正な用途配置の観点からも、必要な変更であったと考えております。ここまでが、前回の内容です。ここから、付帯意見に対する検討内容の説明に入ります。

まず、検討の経過についてですが、はじめに、都市計画法及び建築基準法で定める各種建築制限の制度内容の調査を行いました。調査した建築制限手法には壁面線の指定、特別用途地区、用途地域等における建築制限、高度地区、地区計画、建築協定などがあり、このうち建築面積のボリュームを抑える制限として、高さや壁面位置、容積率等の制限に着目しました。面積約2.3haの街区において、集客施設に限った床面積を制限するという内容から、建築制限手法として、地区の特性に応じてきめ細かく建築制限のルールを定めることが可能な「地区計画」を選択しました。

地区計画とは、都市計画法第12条の4第1項第1号に定められているもので、良好な都市環境及び住環境の形成を図るため、地区の特性に応じて道路、公園等の地区施設の配置、又は建築物、土地利用に関するルールをきめ細かく定めることができる制度です。そのうち建築物や敷地に関する主な制限項目には、用途や容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、工作物の設置位置、高さ、形態、色彩、緑化率、垣又は柵等があります。

また、他都市の事例も調べております。地区計画で建築制限をしている他都市の事例を調査し、そのうち類似性のある都市へ照会をかけました。ある都市では、街区内の商業施設規模を概ね40,000m²以下に抑えたいとの理由で、商業施設の敷地面積に対する割合を44%に設定している事例がありました。なお、地区計画で建築物の床面積制限をしている自治体は多くありましたが、その多くは低層住宅を対象とした内容であったことを申し添えます。

これまでの検討を踏まえ、大規模集客施設の立地制限策としては、地区計画による建築制限をすることとし、制限内容を2点にまとめました。

1つ目は、面積約2.3ha、正確には23,291m²の市民病院西側の街区を対象区域とする。

2つ目に、将来敷地を分割した場合を想定し、店舗、飲食店、展示場、遊技場等（ゲームセンター、アミューズメント施設などを含む）の集客施設に限り、当該建築物の

床面積の合計の敷地面積に対する割合を現行の 200%から 42%へ制限する。という内容です。

42%の設定根拠は、床面積 10,000m² の縛りをつけるため、10,000m² を敷地面積 23,291m² で割った値です。なお、床面積の合計の敷地面積に対する割合とは、一般的に容積率と呼ばれるものであり、容積率 100%とは、イメージ図にあるように、敷地面積 100m² に対し、各階の床面積の合計が 100m² の場合を指します。

次に、当該街区の敷地を 3 分割した場合を想定し、ご説明いたします。敷地 1 から 3 をそれぞれ約 8,000m² 程度とした場合、現行の都市計画内容では、敷地 8,000m² に容積率 200%を掛けて、16,000m² の値となりますが、第二種住居地域は 10,000m² を超える集客施設は建てられない規定となっておりますので、最大で 10,000m²、3 棟合計すれば、計算上 30,000m² の集積が可能となります。

次に今回の検討案を適用した場合になりますが、床面積の合計の敷地面積に対する割合を 42%に制限することで、同様の計算から 3 棟合計で 9,782m² となり、10,000m² 以下に抑えられることとなります。この制限により、将来敷地を分割された場合でも、床面積の合計を 10,000m² 以下に抑えられる内容となっております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、本日の都市計画審議会で、検討内容等についてのご意見をいただいたのち、引き続き地区計画の変更内容の検討、精査を行い、所定の都市計画変更手続きを経て、来年度の決定告示を考えております。以上で、説明を終わります。

○会長

ただいまの「田向地区の大規模集客施設立地制限の検討状況について」の報告事項に関連して、田向土地区画整理の動向について、お聞かせください。

○事務局

それでは、田向地区の商業施設選定の経過概要という資料に基づきまして、経過概要をご説明申し上げます。

これまで組合が行った出店企業の選定につきましては、たびたび新聞報道等で紙面を賑わしているということがございます。大筋は報道のとおりでございますが、私からは若干補足しながら市の対応等につきまして、改めてご説明を申し上げたいと思います。

まず、法に定める市と組合の関係でございますが、市は、事業の認可権者であり、監督する立場でございます。当初、事業認可は県が行っておりましたが、平成 13 年に八戸市が特例市に移行して以来、権限が委譲されまして、私たちが今その権限を持っているというところでございます。具体的には事業の施行者である組合に対しまして、報告や資料の提出を求めたり、必要な勧告や助言もしくは技術的な援助をしたりということを行っております。また、法では事業または会計が法律や事業計画などに違反する場合、あるいは監督上必要がある場合は検査することができることになっております。

企業選定への関与でございますが、勿論、企業選考は自主自立のもと組合が専ら行

うものでございまして、市はもちろん選定をコントロールする立場にございません。これまでも、様々な店舗が立地したが、市は当然関与せず、いちいち報告を受けておりません。法的には、組合が自ら定めました『保留地処分規定』、これは当該街区にも保留地が存在しておりまして、理事会の決定に従って、公開抽選にするか、競争入札にするか、あるいは随意契約にするかということにさえ則っていればよいことになっておりまして、今回の場合は、公募をして、総合評価で出店者を決定して、随意契約するという事になったわけでございます。組合からは選考のための募集要項や評価基準等の策定について協議したいという申し出がございまして、市としては、要請に応じて協議や必要に応じてアドバイスを行ってまいりました。

それでは、経過についてご説明申し上げます。左上から右下にかけまして時系列で整理をしております。発端は、平成 22 年の 4 月でございまして、組合から保留地処分が思うように進まないということで、「地域の魅力向上に向けて、環状線沿線に商業施設を誘致したい、ついでに、公園の位置変更と用途変更を提案制度によってお願いしたい」との申し出があったのでございます。

市としては、田向へは事業着手当時からイオン出店について随分と報道されてきておりますので、最初に組合の基本姿勢について確認を行いました。『特定の企業ありきで都市計画の変更はあってはならない。企業選考は公平公正にやっていただきたい。これが大前提である。』というふうに申し上げてきてまして、組合からは、『保留地はできるだけ大きくとります。それから企業選定は公明正大に行います』、と明言をいただきまして、手続きに着手したところでございます。

その後、7月29日に都市計画変更説明会を行いました。大部分は反対意見が多かったわけですが、一部来場者からは、あるコンサル、建築会社が選考に関与しているというような発言がございまして、私たちが寝耳に水だったわけですが、のちほど聴取したところ、6月9日に石本建築設計事務所というところと企業選定業務委託を契約していたということが判明したというところでございます。これについてなぜここを選んでこういうことを考えたのかということをお尋ねしましたら、こういう経験といいますか、出店者を選考ということが初めてなので、不慣れだということで、その道に詳しい、その道というのは、建築物等に詳しい業者、コンサルタントがほしいということで、委託したということでした。

その後、8月23日の都市計画審議会が、継続審議となりまして、9月5日に審議会がありました。10月に入りまして、組合ではいよいよ出店者企業へアナウンスをしまして、11月9日から募集の開始をしまして。募集要項は9社が受け取りにきまして、12月20日の締め切りまでに5社の企業が応募したというところでございます。

ただこの時点では、評価基準まだが定められておりません。市のほうにも協議してほしいということで、協議してはいたしましたが、まだまだ定まっている状況ではなく、市のほうとすると、評価基準が整うまでは、企画書を開封して審査を始めるということではあってはならないです、という指導をいたしました。そのため組合では、金融機関である青い森信用金庫に保管したというところでございます。

さらには年が明けたらまた再協議したいということでございましたが、年明けになりまして、評価基準の協議には、市はもうお呼びいたしませんという、通告を受けました。これ以来、市のほうは選定には関与しないということになったわけでございます。

その後、聞くところによりますと、石本建築がさきほどの業務委託等を請け負った関係で、評価基準書等を作成して理事らに説明をし、企画書を開封して、審査に入ったというふうに聞いております。また、比較表を作成して、論評を加え、その後その論評等に基づいて各理事らが採点を行ったということでございます。

2月10日に、各企業5社でございますが、プレゼンを受けた後、無記名投票をいたしまして、10人のうち8票がイオン、2票がダイワ情報、とうことで、イオンに内定したということになっております。理事長が市のほうに決定というか、決定経過を説明した時は、これは投票の結果のため、その理由は、各理事らの胸の中にあるので、私からその理由をあれこれ申し上げにくいということでございました。また、理事会で一切公表しないと決めてあるので、それ以上申し上げませんという話でございます。そういうことでしたので、市のほうとしますと、「例えば総代会等で、きっちり説明をしてください。説明責任を果たして、情報開示をしてください。」という文書勧告をいたしたのが、2月22日でございます。その後、25日に総代会がありましたが、理事長は、「選定理由は公表しません。」というようなことでした。また、大震災後、3月29日になりまして、第二位の方が組合にどこがどうだったのか情報開示をしてくださいという文書要請をしましたが、結果的にこれも口頭のみのお返事で、情報が開示されていなかったということでございます。

それから4月14日、これは金融機関、青い森信用金庫さんでございますが、金融機関の了解は十分とられているかというあたりも確認してくださいという文書も提出しまして、理解は得られているという回答をいただいております。

その他、5月25日になりまして、なかなか情報開示をしてくださいませんので、情報開示を求める文書をまた発信しましたら、開示予定はないということで、長くその状況が続いております。

しかしながら、市としましては、組合は多額の補助金を受けて公益的事業を行う法人でありまして、さらには都市計画変更を認めていただいた上、商業施設を誘致したのですから、選定経過や選定理由等を十分に説明して、最初に公明正大に進めると言ったのですから、何ら隠し立てすることなく、正々堂々と情報公開して透明性を確保しながら事業を進めていくのが大変重要と考えておりますので、今後も引き続き情報公開を求めていきたいと考えております。以上が経過の内容でございます。

次のページの写真でございますが、これは2年ほど前に撮影した航空写真でございます。ご覧いただけますように、大部分が道路も完成しておりますし、現在、残っておりますのが右上のいわゆる田向集落。ここは斜面でございますが、ここが残っているというような状況でございます。中央下が市民病院、その上Bと書いたブロックにイオンが出店ということになっております。

次の3ページは、田向区画整理事業の資金計画でございます。参考にお話を申し上げます。

左側が支出、いわゆる事業にかかる必要経費を見積もったものでございます。道路、家屋移転、整地等が主なものとなっております、合計で120億円。

右側が収入。いわゆる財源でございます、約4割、黄色い部分が補助金ですが、約4割が補助金等の事業に投入される公的資金。約43億8000万ほどでございます。残りの6割ぐらい合計で72億1千万ほど、これが自主財源の保留地処分でございます。面積約16haを分譲して得られるものでございます。そのうち処分の状況でございますが、四角で囲った部分の22年度末、この3月でございますが、状況は、面積で約32%、残りは10.9ha、金額で約39%、残りが44億円残っているという状況でございます。

平成16年度に本格的に保留地の分譲を開始してから7年経っていますが、まだこういう状況でございますので、今後も厳しい状況が続くのではないかなと予想しております。以上でございます。

○会長

はい。どうもありがとうございました。それでは、ただいまの報告について、ご意見と質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

○委員

質問というよりも意見です。この地区は、議論する前からすでにこういう結果になるのではないかということは、予想されていた訳です。それでも市は、「必ず厳しくチェックをします。」ということで進められてきたわけですが、結果として、こういう状況になってしまっている。こういうことが起きると、この後、残った土地どうするのか、また同じことやるのかという疑問が審議員の中にも出てくると思います。そういう意味で、今、「これからも厳しくやる。」ということですから、是非厳しくやっていただきたい。組合は法人ですので、法人というのは、法として人とみなすのですから、やはり公明正大ということで、きちんとアカンタビリティ（説明責任）を実行してもらいたい。そうでなければ、これは一体何なのかということになります。

それから、2ページ目の航空写真。これは、平成21年3月のですから、新しい今の写真を見つけてもらいたい。周辺で、小さいですが、商業施設が出始めてきています。この地図を見るとバラバラですけど、それなりに商業施設が出来て、交通量も増えてきています。こういうことになっていきますので、地図のほうも新しくしてもらいたい。これは要望ですので、よろしく願います。

○会長

次回また継続して報告していただく機会があると思いますので、その時に、そういうお話をしていただければと思います。それでは他に。どうぞ。

○委員

意見ということではないですが、色々議論がありましたことでしたので、感想だけ述べさせていただきます。結局、地区計画の中で、容積率で問題を解決されたという

ことで、非常にうまい具合にされたのだらうと感じています。これは9月の会議の段階で、この内容でいくというのはある程度、想定にあったのですか。そういう意味で、非常にうまいことやられたという感情をもって聞かせていただきました。ありがとうございました。

○会長

市からの受け答えは大丈夫ですか。

○委員

はい。

○会長

では、次の方どうぞ。

○委員

前回の審議会は、都市計画審議会の中でもいろいろと議論した審議会でした。意見も出て、継続審議になった経緯がございます。当初、市から都市計画審議会にあった説明は、処分地・保留地が処分できないということと、そこに住む住民の住民サービスを考えた上で、法律内で定められた面積の商業施設は、やむを得ないだろうということでした。我々もそういう意味で、商業施設について検討し、最終的に、難しい公園の移転等、様々やる覚悟があるということで、商業施設を10,000m²に抑えることで承認した。

ただ、この前の商工会議所の商業振興委員会でも問題になったのですが、住民サービスのための商業施設という大前提で承認したつもりでしたが、その枠を越えてかなり広域、八戸市以外も含めた上での広域集客を狙う施設になるという懸念が出ております。当初の都市計画審議会で、地区住民のサービス、いわゆる利便性を考えた商業施設であるというのを前提に議論したという経緯がございます。しかし、そうなると、当初のものから外れており、市外からも客を呼べるということになれば、果たしてこれはどうなのでしょう。

同時にもう一つ出たのは、あそこにある消防、市民病院、医療施設等で緊急事態になった時の交通渋滞についてです。皆さんもご承知の通り、沼館のイトーヨーカドー周辺は、土日はほとんど渋滞しております。ああいう集客を大規模に考えた場合、消防車あるいは救急車は、交通渋滞を回避できるのか。ということが、私の中では、減点対象となりました。石本建築さんが、当初、説明した後で、関与していたということもありますし、最初は不慣れだということですがけれども、全ての手順を見ると、プロの整理組合さんの手法ではない。とぼけ、とぼけ、すつとぼけ、最後は、予想通り、ある所に収まったという形になる。これは非常に残念なことです。今後とも是非、税金投入したということも考えて、情報開示と説明責任を果たすよう、指導をお願いしたいと思います。

同時に、何回も繰り返しておりますが、当初、市から説明を受けた住民サービスよりも大規模な集客を行うという企画になっていると聞いております。消防等、交通渋滞も含めた上で、市のほうから指導していただきたいと考えております。私からの意

見とさせていただきます。

○会長

市側から今の意見に対して、補足説明等ありますか。

○事務局

情報開示についてですが、市として今、組合に求めているものは、具体的には、選ばれたイオンの企画書、どういう企画だったのかが一つ。それから理事会で選んだというのであれば当然、会議録なり議事録があるはずだから、これが一つ。それから評価基準とその時の採点表の3つを求めております。三番目の採点表につきましては、この間の総代会でようやく出てきたというところでございます。あと2つにつきましては、引き続き求めていきたいと思っております。ただ、組合がイオンの企画書でございますが、出してくださいと私は言っていますが、実は、イオンのほうから出さないでほしいというお話が組合側にあつて、組合はそのために出せない、出しませんという回答をしておるところです。私たちはなぜ出せないのか、なぜそのイオンが出せないのですかと、公募に応じてきたのだから、当然それは皆さんの目に触れるものだ、というつもりで持ってきているはずですよとってはございますが、イオンのほうで、どうやら何か重大な企業のノウハウのようなものが入っているので出せないと言っているようでございます。

○会長

はい。どうもありがとうございました。

○委員

今、説明を受けた通りだと思つるので、市でも大変困つていると思つています。それを踏まえた上で、そういう形でなつてくるとすれば、最初からそういう計画で、もし開示を求められたら、企業秘密だと逃げる手順であると、私は感じます。噂では決してイオンが公平な金額で選ばれたということは、私は認識しておりません。もし公平であつて、本当に処分に困つているという状況であるならば、私ならば、金額の高いほうに決める。企業として原則的に、整理組合は高いところに入札を落とす。ただ単に金額だけでなくというなら、計画がこうでこうで、だからこうなんだという説明責任があると思つています。市のほうで、文書を出しているのは、十分分かつた上でお話しします。今後とも公明に公開できるようにしていただきたい。ただ石本建築さんのやり方というのは見え見えですので、あえて私から市に要望を出して、調べていただきたいと思つています。よろしくお願ひします。

○会長

他に。

○委員

一つ質問させていただきます。本整理事業の事業期間が平成11年度から26年度までということで、すでに15年間のうちの5分の4が済んでいる一方で、売却といひますか、処分した面積は、3分の1くらいと、進んでいない中で、あと3年ありますが、仮にこれが事業年度内に終わらなかつた場合、どのようになるのでしょうか。

○事務局

平成 26 年度を目指して事業を行っておりますが、これが仮に保留地が売れずに事業費が確保できない、そのために例えば道路が作れない、家屋移転ができないということになりますと、区画整理は途中で投げ出すことはできませんので、実質的には期間の延長ということになるかと思えます。

○委員

延長するという見込みだということですね。分かりました。

○会長

他にありますでしょうか。

○委員

お尋ねしたいのですが、今日話になっています、街区について、これは今日説明いただいたような容積率でやっていただければ充分だと思います。ただ、この南側は、どうなっているのですか。前は検診センターのようなものを建設したいということで、話がありましたが、なかなか財政的に難しいというような新聞報道もあったと思います。その後、ここの話について、動きが何かありましたらお知らせいただきたい。また、今のところないのであれば、これからもし出てきた場合にこれからの審議会で、議題になっていなくても、情報を提供していただきたいと思えます。

○事務局

お答えをします。ここのいわゆる保健センターでございますが、所管は私たちではございませんが、他の部署で構想を立てたいということで、検討中です。ただ具体的な時期や規模というものは、まだ見えてきていません。また、そういう動きがありまして、何かお話できることがあれば、機会を設けて説明していきたいと思っております。

○会長

他にありますでしょうか。

では、私のほうから、10月12日にイオンが、大規模店舗立地法による住民説明会を開催したということで、まずこの住民説明会というのはどういう範囲の対象の人達ですか。住民説明会の中身がどんな内容だったのか、それは市側が把握しているのでしょうか。また、意見等がもし出ていたら、教えていただきたい。

○事務局

この説明会に区画整理課の職員も出席させていただきました。参集範囲といえますか、お知らせした範囲は特に法的に決められたわけではないそうですが、非常に限定的なイオンの周辺に住んでいる方々ということで、集まった人数は45名程度だったようでございます。特に意見等は、あまり出されなかったということでございます。交通の状況だとか、騒音の状況についてどうですかということにつきましては、説明者側のほうから、特に問題ございませんというような話だったということでございます。以上でございます。

○会長

その時に配布された資料では、具体的な上物のイメージというところまでではなく、簡単な書面と口頭での説明程度ということですか。

○事務局

特に配布資料は、平面図といいますか、敷地の平面図に、この辺に建物が建ちますというような資料だったというふうに聞いております。

○会長

はい。ありがとうございます。その他にありますでしょうか。

○委員

もう進んでいるので何も言えないのですが、やはりみなさんのおっしゃる通り、これは最後まで監視をしていくというか、きちんと見ていかなければいけないと感じているところであります。

去年の8月から、私は毎日、市民病院の脇、イオンさんの前を通っています。一ヶ月ほど前に、ピンク色でイオン建設予定地という看板が出来たりして、変化を1年間ずっと見てみると、あの周辺は、丹羽先生もおっしゃる通り、ものすごく実は建物が建っています。セレモニーホールさんであったり、新たにお肉屋さんとか、その他にもファッション系のものが角に建ったりしています。その動きを見てみると、商業者は、あそこでお店を建てると商売になると、最初から知っていて建てているのではないかと、この1年の間に数件建っている訳なので、急に建ち始めるわけでもないのに、そういうこともあるのかと思いつながりながら見えています。

やはり、消防もできるし、市民の生活を脅かすことがないように、規制というのは、イオンさんにきっちり言っていかなければいけないことです。八戸の市民のためにも、企業貢献・地域貢献として、八戸市に対してどのような貢献をしながら共存していくかというのを、今からきっちり話し合っていかなければいけないと痛切に感じているところであります。

震災後、企業の発展、個人の企業の発展だけではなく、地域とともに絆とそれから精神的豊かさということが言われている中で、イオンさんにはそこを強く言って、八戸市としては、まわりの市民もそうですが、やっつけなければいけない。逆にこれは試されているかもしれないので、見守っていかなければいけないとは思っております。

○会長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。それでは、この報告に関しては、終わりにしたいと思います。次の報告事項として、八戸市合流式下水道緊急改善事業の評価について説明をお願いします。

○事務局

合流式下水道緊急改善事業の評価について、説明させていただきます。合流式下水道改善事業に先立ちまして、事業の経緯について簡単に述べさせていただきます。

公共下水道とは、市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が

管理する下水道のことを言い、市単独で終末処理場を有するものを単独公共下水道、県が管理する流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道と言います。ちなみに八戸市では、馬淵川の北や西の下長・市川・尻内地区が流域関連、それ以外の地区が単独公共下水道になっており、八戸市全体の平成 22 年度末の下水道普及率は 53.9% です。

図 1.1 は下水処理の分類について概略を示したものです。下水の排除・処理には合流式と分流式の 2 通りの方法があります。合流式とは雨水と汚水を同一の管渠で排除する方法で、雨水と汚水の対策を同時に進められるため施工が容易で安価であるというメリットがあり、早くから下水道事業に取り組んできた都市において採用されています。それに対し、分流式とは雨水と汚水を別々の管渠で排除する方法です。合流式下水道が水質汚濁や悪臭の発生等、公衆衛生上の観点などから大きな問題となっているため近年の下水道はほとんどが分流式で整備が進められています。八戸市においても小中野、長者、三八城第一と三八城第二の 4 地区が合流式で整備されています。図 1.2 は八戸市における合流地区の流下経路です。赤線が汚水の流下経路、青線が雨水の流下経路を示しています。別紙 A3 の図 1.3 が流下経路図です。合わせて御覧下さい。

次に、合流式下水道緊急改善事業とはどのようなものかを説明させていただきます。先に述べたとおり、合流式下水道は雨天時において公衆衛生上の観点などから近年大きな問題となっており、緊急的に対策を推進する必要があります。そのため、合流式下水道を採用している都市において一定期間に合流式下水道の改善対策を実施する「合流式下水道緊急改善事業」が平成 14 年度に創設されました。その中で、計画目標については、①汚濁負荷量の削減・②公衆衛生上の安全確保・③夾雑物の削減の 3 項目が挙げられています。それらをもとに定められた八戸市における合流式改善事業の目標は以下のとおりです。

一つ目の汚濁負荷量の削減は、国土交通省の水質検査マニュアルにのっとり、BOD 負荷量を 1 リットル当り 40mg 以下にすることを目標としています。

二つ目の公衆衛生上の安全確保については、6 箇所ある雨水吐き室において、1 時間当り 5mm の雨が降っても越流が発生しない施設にすることを目標としています。

三つ目の夾雑物の削減については、夾雑物が全 6 箇所の雨水吐きから川や海へ流出するのを防止することを目標としています。

以上を平成 17 年度から平成 22 年度までの 5 年間で達成することを目標としました。八戸市における合流改善事業の流れは以下のとおりです。

平成 16 年 10 月の八戸市都市計画審議会において意見をいただいたことを受け、国土交通省に合流式下水道緊急改善計画を提出し、同意を得ました。その後、平成 17 年度から事業がスタートさせました。平成 22 年 6 月の工事完了後、平成 22 年度、23 年度に事業評価のため調査や検測を行いました。

次に八戸市における事業の内容について説明させていただきます。一つ目の目標である汚濁負荷量の削減についてですが、雨天時放流水質基準にのっとり、BOD を 1 リ

ットル当たり 40mg 以下とすることを目標としています。図 3.1 は雨天時放流水質検査の概要を示したものであります。

「雨水吐き」や「処理施設」からの放流水全てを、均一に混合したものを試料として水質検査を行います。その結果が 1 リットル当たり 40mg/以下であれば改善目標が達成されたと判断されます。雨天時放流水質基準とは水質検査マニュアルに以下のとおりまとめられており、処理区内における総降雨量が 10mm 以上 30mm 以下の時に、BOD 負荷が 1 リットル当たり 40mg を下回るための対策が必要となります。汚濁負荷量が高くなる大きな要因として、大雨時において、未処理状態で放流することがあることと、ファーストフラッシュ現象により汚濁負荷の高い水が放流されることの 2 点が挙げられます。

未処理状態での放流とはどういうことかといいますと、雨水吐き室の構造です。合流式下水道では前述のとおり雨水と汚水を同一の管で排除する構造となっているため、大雨のときには処理しきれない程の下水が処理場に流れてきます。そこで、雨水吐きというものを設け一定量以上の下水を未処理のまま川や海へ放流しています。

ファーストフラッシュとは、地表面や管路施設内に堆積した汚濁物質が雨の降り始めに一挙に流出することにより、汚濁負荷の高い下水が流れる現象のことです。その下水が未処理放流されることもあるため、未処理放流とファーストフラッシュの両面に対応する策が必要であるといえます。

よって、削減するための対策として、東部終末処理場にある既存のエアレーションタンク 8 つのうち、未使用である 2 つの池を雨水滞水池として使用します。そうすることで、雨天時に約 4,700m³ の下水が貯留可能になります。ファーストフラッシュ現象による汚濁負荷の高い下水を一時貯留し、降雨の影響がない晴天時に処理放流することで汚濁負荷量を削減することが可能になります。

図 3.2 は東部処理場内の送水ルートであり、ピンクのメッシュ部分が滞水池として使用する既存のエアレーションタンクです。ちなみにこちらが現況写真です。表 3.1 は水質検査の結果で、平成 22 年 12 月 2 日に採取したデータです。雨天時放流水質が 1 リットル当たり 37.6mg と基準値内でありました。降雨が一日の中で最も汚濁負荷の大きい時間帯であったこと、降水量が 13mm と少なかったためあまり希釈されていなかったことなどの厳しい条件下でも基準値内であったことから改善対策が概ね達成したと言えます。

また、滞水池が無い場合を仮定して水質を同様に算出したところ 1 リットル当たり 44.4mg と基準値を超えていたため、本事業の効果により一つ目の汚濁負荷量の削減目標が達成されたと判断しました。

二つ目の目標である雨水吐き室の越流回数についてですが、図 3.3 は各雨水吐き室における未処理放流回数の算定結果です。全国の一般的な都市では、時間最大汚水量の 3 倍の下水が流れてもあふれない雨水吐き室がつけられていて、降雨の影響によりそれ以上の下水が流入してきたときに越流が発生します。

八戸市では、時間最大汚水量の 5 倍を目標として施設整備を進めてきたため、1 時

間当たり 5 mm 以上の雨が降ってもほとんど越流は発生しませんでした。しかし、三八城第一 No. 2 では 5 mm 以下の雨でも越流が発生したため対策を行うこととしました。

そもそも雨水吐きにおいて越流が起きる原因は、管の遮集能力以上の下水が流れた場合に堰を越えてしまうことにあります。遮集能力は処理場へ流すための合流管と川へ放流するための遮集管を隔てている堰の高さにより決まります。よって対策として、三八城第一 No. 2 雨水吐き室の堰高を 10cm かさ上げし、これまで 1 時間当たり 3 mm の雨で越流していたものを 5 mm の雨が降っても越流しないように改善しております。図 3. 4 は雨水吐き室の構造を示したものです。現況の堰高より 10cm かさ上げすることで 1 時間当たり 5 mm の雨が降っても越流が発生しなくなります。

これらの写真は対策後の状況を調査したもので、越流壁の頂上を写したものです。左の写真が降雨発生前で右が発生後の写真となっています。降雨発生前に、越流壁の頂上に砂を散布しておき降雨が発生した後で確認したときに砂が流されていなければ越流がなかったと判断するものとなりました。

1 時間最大降雨強度が 4 mm の降雨では、若干の砂の乱れは見られたものの、未処理放流という程の明らかな越流現象はなかったと判断しました。ちなみに、1 時間最大降雨強度が 6. 5mm の降雨では、越流があったと推察できます。

対策前では 1 時間当たり 3 mm や、4 mm の降雨では越流があったとされていましたが、対策後には 1 時間当たり 4 mm の降雨で越流がなかったため、概ね改善されたと判断しました。

降雨一覧によると 1 時間当たり 5 mm 以上の降雨時に越流しなければ目標達成といえるのですが調査期間中にモニタリングに適した降雨が発生しなかったため、二つ目の目標である越流回数の半減目標が達成されたかどうかの判断はできませんでした。このことについては、今後の調査により判断したいと考えています。

三つ目の目標である夾雑物の削減ですが、全 6 箇所の雨水吐きから川や海へ流出するのを防止することを目標としています。平成 15 年度の調査では、これらの写真のような夾雑物の流出が観察されました。夾雑物の流出が起きる要因として、越流があった際に夾雑物も一緒に放流されるということが考えられます。そのため、越流壁から放流管側へろ過スクリーンを設置します。それにより、遮集された下水とともに処理場まで運ばれ、ほぼ 100%除去・処理されると思われれます。

図 3. 5 はろ過スクリーン設置の概略図です。流入管から下水とともに流れてきた夾雑物が越流して川や海へ放流されないようにスクリーンを設置します。こちらはスクリーン設置前の状況で、こちらが設置後の写真になります。降雨の影響により越流が発生しても夾雑物は放流されず下水処理場へ送られ処理されます。こちらは別の雨水吐き室の写真です。越流するのは下水だけで夾雑物は処理場へ運ばれます。その他の雨水吐き室でも同様に夾雑物の川や海への流出は削減されました。

結論を申し上げますと、八戸市における合流改善事業の目標として掲げられた 3 項目の内、汚濁負荷量の削減と夾雑物の削減の二つについては達成されたと判断しました。越流回数の半減については、事業の成果により改善されたことは確認できたもの

の、目標達成と判断できる降雨条件のもとでの調査はできませんでした。八戸市における合流式下水道緊急改善事業は概ね成功しましたが、今後も随時調査が必要と考えています。以上で合流式下水道緊急改善事業の評価についての説明を終わらせていただきます。

○会長

どうもありがとうございました。それでは、説明について意見・質問はありますでしょうか。

○委員

非常に私たちが普段見えないところでご苦労されているなというふうに変感心をいたしました。質問ですけれども、スクリーンを設置された際に、メンテナンスがだいぶ必要になってくると思いますが、ゴミの掃除についてはいかがでしょうか。

○事務局

今後、必要になってくると考えております。ただ、事業が終わりましたのが、平成22年ですので、ここ2、3年後には掃除等が必要になってくると考えていますが、今の時点では調査している中で、それ程量があるという状況ではございませんので、まだ正式に掃除等はしておりません。ただ、今後必要になってくると思っております。

○会長

他にありますでしょうか。

○委員

すいません。とてもくだらない質問かもしれませんが、専門用語で私は夾雑物という言葉にとっても興味がひかれまして、今流出が防げているので、それからすごい皆さんがんばっていらっしゃると思います。実はゴミゼロ運動は市内でもやっていますが、夾雑物が集まるという中で、今は八戸市内では、ポイ捨ても少なくなっていますし、いろんなゴミも街は無くなっている。自然現象の枯れ葉もそうですけど、市内では、町内で掃除を行うなど、コミュニティが発達している中で、単純に流出の夾雑物ではなく、実際に集まる夾雑物が最近減っているのではないかと思います。全然関係ないですが、その傾向はどうでしょうか。

○事務局

実は、これを設置するまでのデータがあまりないものですから、詳しくは言えませんが、確かに減ってきていることは減ってきていると思います。処理場の漕に入ってくる夾雑物も少なくなり、前に比べればスクリーンを掃除する回数は、若干減っているように思います。

○委員

はい。ありがとうございます。さきほどスクリーンの掃除というのもあったので、我々が見えないところでこのように公衆衛生をがんばっていらっしゃるという中で、出来ることは、そういうゴミ捨てとか、市民の普段の我々の日常生活で協力することが大事で、循環型なのだと思います。ありがとうございます。

○委員

雨水吐きを加算して放流管に行く頻度を減らすということは、雨が降った日は処理場に行く量が増えるということだと思っておりますが、その辺、処理場の能力というのは大丈夫なのですか。

○事務局

そのために処理場のほうに雨水滞水池を設けました。というのは、エアレーションタンクは、今8池あるのですが、そのうちの実際に稼働させているのは6池ですから、2池については普段、空の状態です。急激に雨が降った時や雨が多き時は、そちらに貯めるようにしています。二つのうちの一つは、下水処理も出来るようにしておりますし、貯めることも出来るようにしております。ですから、雨がやんだ時点で、再び循環させて最初から処理するようなシステムにしております。そして、その上で晴天の時に、海へ放流しています。このタンク2池は、約4700トン貯まるように作っております。

○会長

他にありますでしょうか。

私が説明を聞き漏らしたのか、理解が足りないか、説明を付け足してほしいのですが、スライドで越流回数を低減するための対策というスライドを出していただきたいのですが、この次の次ぐらいです。

通常は、この合流管のところで大雨が降らなければそのままそこが、いわゆる下水処理場のほうに直結しているということですね。

○事務局

このまま処理場のほうへ行きます。

○会長

処理場に行くということですね。そこは、通常雨が降らなければ下水が流れていて、そのまま、さきほど言ったように下水場に行くということで、雨が降るとそこにさらに雨水が増え、それで溢れ出すため、緊急措置として放流管で川や海に直結して流すということですか。

○事務局

はい。

○会長

その汚水に関しての中身ですが、さきほどもあったその雨水にいろいろなゴミが混ざって、それでネットでそういう措置しているということですが、汚水というのは基本的には生活用水とかそういったものが、いわゆる成分として入っていて、それが下水処理場に行かないで、逆に言うと、川とか海にも流れているということ、ゴミというよりも水質の影響により、河川等の汚染という危険をあるのではないかと思います。

○事務局

それに関しては通常の場合は、汚水、要は家庭雑排水、それから、トイレの水等が

主に流れております。その場合は、かなり濃度の濃いものになっております。ただ、雨が降りますと、合流管の場合はそこに直接雨水が入るものですから、かなり希釈されてしまいます。そういうことで許されるという考え方で直接川に放流しているという状況です。未処理の状態のものは、あまりいいことではないのですけれども、100%汚水の終末処理場に持っていきますと、終末処理場のほうが処理できないような状況になってしまうものですから、全国的にそのように進めています。今おっしゃる通り、水質が悪くなることは確かです。川であれ海であれ、一時的にはそういうことが起きます。

○会長

さきほど言ったように、できるだけ、その緊急配慮として下水処理場にそういった時のタンクというか、貯めるための池をさらに設けるということですか。

○事務局

そうです。

○会長

はい。ありがとうございます。他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に意見・質問がないということで、下水道建設課に説明していただいた合流式下水道緊急改善事業の評価につきまして、当審議会としては改善目標がおおむね達成されたと考えるが、合流式下水道緊急改善事業については引き続き、水質監視、並びに越流状況を確認してもらうということでまとめてよろしいでしょうか。

○委員

異議無し。

○会長

それではどうもありがとうございました。以上で報告事項の説明が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○司会

それではこれもちまして、第96回八戸市都市計画審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(閉会 16:00)